

※ 処理事項	整理番号	事務所区分	法人番号	申告区分
--------	------	-------	------	------

受付印

平成 年 月 日

千葉県 県税事務所長 殿

※ 処理事項

発信年月日  
通信日付印 確認印

この申告の基礎  
法人税の平成 年 月 日  
の修正・更正・決定・再更正による。

申告年月日 年 月 日

所在地  
本県が支店等の場合は本店所在地と併記

(ふりがな)

事業種目

法人名

期末現在の資本金の額  
又は出資金の額

期末現在の資本金等の額  
又は連結個別資本金等の額

(ふりがな)

代表者  
自署押印

経理責任者  
自署押印

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又はの道府県民税の申告書

(事業税)

摘要		課税標準	税率(100)	税額
所得割	所得金額総額 <33>			
	年400万円以下の金額 <34>			
	年400万円を超え年800万円以下の金額 <35>			
	年800万円を超える金額 <36>			
	計 <34>+<35>+<36> <37>			
	軽減税率不適用法人の金額 <38>			
	付加価値割	付加価値額総額 <39>		
	付加価値額 <40>			
資本割	資本金等の額総額 <41>			
	資本金等の額 <42>			
収入割	収入金額総額 <43>			
	収入金額 <44>			
合計事業税額 <37>+<40>+<42>+<44>又は<38>+<40>+<42>+<44>				<45>
仮装経理に基づく事業税額の控除額 <46>				
既に納付の確定した当期分の事業税額 <47>				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 <48>				
この申告により納付すべき事業税額 <45>-<46>-<47>-<48>				<49>
<49>の内訳	所得割 <50>		付加価値割 <51>	
	資本割 <52>		収入割 <53>	
<49>のうち見込納付額				<54>
<54>の内訳	所得割 <55>		付加価値割 <56>	
	資本割 <57>		収入割 <58>	
差引 <49>-<54>				<59>
<59>の内訳	所得割 <60>		付加価値割 <61>	
	資本割 <62>		収入割 <63>	
所得金額の計算	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(30))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(41))			<64>
	加	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額		<65>
		損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額		<66>
	減	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額		<67>
		外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額		<68>
		繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		<69>
所得金額差引計 <64>+<65>+<66>-<67>-<68>-<69>				<70>
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(38))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(46))				<71>
決算確定の日	平成 年 月 日	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 <72>		
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無	法人税 有・無	法人税の申告書の種類 青色・その他	
この申告書が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額		
		翌期の中間申告の要否 要・否		国外関連者の有無 有・無

(使途秘匿金税額等)		( )
法人税法の規定によって計算した法人税額	<1>	
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	<2>	
みなし配当の25%相当額の控除額	<3>	
還付法人税額等の控除額	<4>	
退職年金等積立金に係る法人税額	<5>	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	<6>	
2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	<1>+<2>-<3>-<4>+<5>	
法人税割額 (<6>又は<7>× $\frac{100}{100}$ )	<8>	
外国の法人税等の額の控除額	<9>	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	<10>	
利子割額の控除額 (控除した金額<29>)	<11>	
差引法人税割額 <8>-<9>-<10>-<11>	<12>	
既に納付の確定した当期分の法人税割額	<13>	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	<14>	
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(<32>)	<15>	
この申告により納付すべき法人税割額 (<12>-<13>-<14>+<15>)	<16>	
均等割額	算定期間において事務所等を有していた月数 <17>	月
	円× $\frac{100}{12}$	<18>
既に納付の確定した当期分の均等割額	<19>	
この申告により納付すべき均等割額	<18>-<19>	<20>
この申告により納付すべき道府県民税額	<16>+<20>	<21>
<21>のうち見込納付額	<22>	
差引 <21>-<22>	<23>	
東場京合都の申の告計する算	特別区分の課税標準額 <24>	
	同上に対する税額 <24>× $\frac{100}{100}$	<25>
	市町村分の課税標準額 <26>	
	同上に対する税額 <26>× $\frac{100}{100}$	<27>
利子割額に關する計算	利子割額 (控除されるべき額) <28>	<28>
	控除した金額 <8>-<9>-<10>+<28>のうち少ない額	<29>
	控除することができなかった金額 <28>-<29>	<30>
	既に還付を請求した利子割額	<31>
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 <31>-<30>(<15>)	<32>
還付請求	利子割還付額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
	中間納付額 <73>	
	利子割額 <74>	
	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行支店
	口座番号(普通・当座)	

(道府県民税)

署名押印

(電話)

H19・4・1以後開始事業年度分